

S B J ダイレクト利用規定一部変更のお知らせ

平成 25 年 9 月 2 日（月）より、SBJ ダイレクトに新たに、外貨フェスタの導入に伴い取引通貨・預金種類・預入期間の選択肢が増加したことから、「SBJ ダイレクト利用規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。

記

【変更内容（変更部分のみ抜粋）】

旧	新
<p>第4条 振替取引</p> <p>2. 利用限度額の設定</p> <p>振込・振替の限度額は、円および外貨含めお客さまの登録され1回および1日あたり合計10百万円相当額以内となります。限度の対象となるのは他名義口座間の振込およびご本人名義の普通預金口座（外貨普通預金含む）間の振替の取引です（インターネットバンキング・テレホンバンキング・スマートフォンバンキングでの振込・振替取引を含めた合計金額で算出します）。また各種外貨預金の口座作成については、1回の取引につき、10百万円相当額以内となります。ただし、上記金額の範囲以内であればお客さまのご希望の金額をサービス申込時または変更希望時に定することが可能です。（限度額の変更については、窓口のみ取扱となり、インターネットバンキング、テレホンバンキング及びスマートフォンバンキングにて変更することはできません。）当行は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当行は受付義務を負いません。振替・振込においてお客さまの指定する当行本支店の預金口座への入金ができない場合には、振替・振込金額を当行所定の方法により当該取引の出口座へ戻し入れます。</p> <p>第9条 外貨預金取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客さまご本人名義の外貨預金口座（ウォン建・米ドル建）を開設することができます。（以下、「外貨預金」といいます。）この場合、お客さまがインターネットバンキングを利用して作成した預金口座の管理店は、当該資金を出金した普通預金口座（出金登録口座）の管理店と同一店となります。このとき開設した外貨預金口座の届け出印は、「共通印鑑届」の届け出印と共通とします。また、インターネットバンキングにて開設した預金口座は、通帳、証書等は、発行いたしません。</p> <p>(1) 本サービスにより提供できる外貨預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な外貨預金は、当行所定の外貨預金とします。なお、外貨預金取引のご利用は、原則20歳以上の方とし</p>	<p>第4条振替取引</p> <p>2. 利用限度額の設定</p> <p>振込・振替の限度額は、円および外貨含めお客さまの登録され1回および1日あたり合計10百万円相当額以内となります。限度の対象となるのは他名義口座間の振込およびご本人名義の普通預金口座（外貨普通預金含む）間の振替の取引です（インターネットバンキング・テレホンバンキング・スマートフォンバンキングでの振込・振替取引を含めた合計金額で算出します）。また各種外貨預金の口座作成については、1回の取引につき、10百万円相当額以内となります。ただし、上記金額の範囲以内であればお客さまのご希望の金額をサービス申込時または変更希望時に定することが可能です。（限度額の変更については、窓口、<u>インターネットバンキング</u>の取扱となり、<u>テレホンバンキング</u>及びスマートフォンバンキングにて変更することはできません。）当行は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当行は受付義務を負いません。振替・振込において、お客さまの指定する当行本支店の預金口座への入金ができない場合には、振替・振込金額を当行所定の方法により当該取引の出口座へ戻し入れます。</p> <p>第9条 外貨預金取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客さまご本人名義の外貨預金口座（ウォン建・米ドル建・<u>ユーロ建</u>）を開設することができます。（以下、「外貨預金」といいます。）この場合、お客さまがインターネットバンキングを利用して作成した預金口座の管理店は、当該資金を出金した普通預金口座（出金登録口座）の管理店と同一店となります。このとき開設した外貨預金口座の届け出印は、「<u>共通印鑑届</u>」の届け出印と共通とします。また、インターネットバンキングにて開設した預金口座は、通帳、証書等は、発行いたしません。</p> <p>(1) 本サービスにより提供できる外貨預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な外貨預金は、当行所定の外貨預金とします。なお、外貨預金取引のご利用は、原則20歳以上の方とし</p>

ます。

(2) 外貨預金への預け入れまたは外貨預金の払戻しの際に適用される外国為替相場は、取引時点において当行が提示する外国為替相場を使用します。

(3) 外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。

(4) 当行の処理が完了していない受付中の外貨定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たなお取引を受け付けることはできません。

(5) 本サービスはテレホンバンキング・スマートフォンバンキングではお取り扱いできません。

(6) (新規)

第19条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償いたしません。

①不正な資金移動等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

i. お客さまの配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事、使用人によって行われた場合

ii. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

5. 当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当行が本条第2項の規定にもとづく補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。

7. 当行が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第24条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、「普通預金規定」、「外貨普通預金規定(インターネット専用)」、「毎月利払ウォン定期預金規定」、「外貨定期預金規定」、「外貨定期預金規定(インターネット専用)」、「スーパー定期(自動継続方式)規定(インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式)規定(インターネット専用)」、「一部引出可能型定期預金規定」、「1週間定期預金規定」、「定期積金(インターネット専用)規定」、「エクスプレス送金規定」、「振込規定」ならびに「預金担保貸出規定(インターネット専用)」により取り扱います。

ます。

(2) 外貨預金への預け入れまたは外貨預金の払戻しの際に適用される外国為替相場は、取引時点において当行が提示する外国為替相場を使用します。

(3) 外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。

(4) 当行の処理が完了していない受付中の外貨定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たなお取引を受け付けることはできません。

(5) 本サービスはテレホンバンキング・スマートフォンバンキングではお取り扱いできません。

(6) 諸事情により外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、外貨預金の取引ができなくなる場合があります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させて頂くこともあります。

第19条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償いたしません。

①不正な資金移動等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

i. お客さまの配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事、使用人によって行われた場合

ii. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

5. 当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当行が本条第2項の規定にもとづく補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。

7. 当行が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第24条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、「外貨普通預金規定」、「外貨普通預金規定(インターネット専用)」、「毎月利払ウォン定期預金規定」、「外貨定期預金規定」、「外貨定期預金規定(インターネット専用)」、「1週間外貨定期預金(Mr. Weekly)規程」、「1週間外貨定期預金(Mr. Weekly)規程(インターネット専用)」、「スーパー定期(自動継続方式)規定(インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式)規定(インターネット専用)」、「一部引出可能型定期預金規定」、「1週間定期預金規定」、「定期積金(インターネット専用)規定」、「エクスプレス送金規定」、「振込規定」ならびに「預金担保

	貸出規定（インターネット専用）」により取り扱います。
--	----------------------------

以上

お問い合わせ先

株式会社 S B J 銀行

コールセンター：フリーダイヤル 0120-015-017

携帯・PHS から 03-4560-8017（有料）

受付時間 平日 9:00～18:00

ホームページ URL：<http://www.sbjbank.co.jp/>